年　　月　　日～　　　　年 　月 　日

**感染防止チェックリスト（アリーナ、会議室、多目的スペース用）**

（改定）令和５年３月13日

武蔵野の森総合スポーツプラザ指定管理者

株式会社東京スタジアム　殿

　　　　　　　利用団体名

　　　　 住 所

　　　　　　代表者名

　　　　　　　　担当者名

　　　　　　電話番号

下記の通り㈱東京スタジアムからの対応依頼事項を確認しましたので、提出いたします。

**利用者が遵守すべき事項**

□以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせること

□以下の症状があるなど、体調が良くない場合

　ⅰ 平熱を超える発熱　　　ⅱ せき、のどの痛みなど風邪の症状　ⅲ だるさ（けんたい感）、

息苦しさ（呼吸困難）　ⅳ 嗅覚や味覚の異常　 ⅴ体が重く感じる、疲れやすい　等

□同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

□政府が定める所定期間内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等からの入国者との濃厚接触がある場合

□他の利用者、施設管理者スタッフ等との適切な距離（人と人とが触れ合わない程度）を確保すること。（障害者の誘導や介助を行う場合を除く）

□マスク等の着脱は個人の判断とするが、マスクをしていない場合には、十分な距離を空けるように特に留意をすること

□こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること

□施設利用前後のミーティング等においても、三密を避けること

□飲食は、最低限の水分補給以外は、設定された指定場所でのみ行うこと。（アリーナ面での飲食は原則禁止）また、指定場所では、周囲の人とできる限り距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること

□飲みきれなかった飲み物は、必ず指定の場所に捨てること

□鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛って捨てる、または各自持ち帰ること

□感染防止のために施設管理者が定めた措置を遵守し、施設管理者の指示に従うこと

**利用者が運動・スポーツを行う際の留意点**

□強度が高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離（※）を空けること。

　（※）感染予防の観点からは、２ｍ以上の距離を空けることが適当

□位置取り：走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置を取ること

□運動・スポーツ中に唾や痰を吐かないこと

□タオルの共用はしないこと

**イベント等の開催に伴う主催者の対応**

**１ 全般的事項**

□観客及び関係者（以下「利用者」）に対し、前述の「利用者が遵守すべき事項」及び「利用者が運動・スポーツを行う際の留意点」を必ず事前周知すること

□利用者に、以下の事項について該当がないか確認を求め、利用当日、該当がある場合は利用を見合わせるよう利用者へ呼びかけること。また、利用をお断りすることがある旨を確実に事前周知すること

　（ア）以下の症状があるなど、体調が良くない場合

　　　ⅰ 平熱を超える発熱　　　ⅱ せき、のどの痛みなど風邪の症状　ⅲ だるさ（けんたい感）、

息苦しさ（呼吸困難）　ⅳ 嗅覚や味覚の異常　 ⅴ体が重く感じる、疲れやすい　等

（イ）同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

（ウ）政府が定める所定期間内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等からの入国者との濃厚接触がある場合

□利用者に対し、入館時の手指消毒と検温を徹底するとともに、こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を促すこと

□受付窓口や観客の入退場口、搬入口等の利用者出入口に、手指消毒薬を設置すること

□入退場時には、密集回避（時間差入場等）を行うこと

□利用者が密な状態になる恐れがある場合は、入場制限を行うこと

□インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること

□マスクの着脱は利用者等の判断によるものとするものの、イベント等の円滑な運営に必要な場合、マスクの着用を求めることができる。

マスクの着用の取扱いにあたっては、国や東京都がマスクの着用を推奨する場面例も参考にすること。また、マスクの着用を求める際には、以下の点に留意すること

□マスク（特に外気を取り込みにくいＮ95などのマスク）を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があるときや、体温を下げにくくなって熱中症になりやすくなること、息苦しさを感じたときはすぐにマスクを外すことや休憩をとる等、無理をしないことについて注意喚起すること

□病気や障害等でマスクの着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないよう十分配慮するとともに適切な感染対策を講じること

□利用者が適切な距離を置いて並べるように目印の設置等を必要に応じて行うこと

□施設に観客を入場させる場合には、観客同士が密な状態にならないようにすること

□人と人が対面する場所は、換気を徹底するとともに、必要に応じてアクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。ただし設置にあたっては空気の流れを阻害しない配置に留意すること

□飲食については、最低限の水分補給以外は、観客席や諸室で行うこととする。（アリーナ面での飲食は原則禁止）観客席や諸室での飲食がある場合は、飲食を可能とする場所を指定すること。指定場所には、パーティション（アクリル板等）を設置、又は座席の間隔を1ｍ以上確保すること。また、換気を十分に行うこと

□イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと

□利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること

□スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル･ビン･缶や使い捨ての紙コップで提供すること

□利用者等に対する紙やチラシ類、販促品などの物の配布は手渡しで行うことは中止し、机等に設置するなど、据え置き方式で行うこと

□利用者に対し、「東京版新型コロナ見守りサービス」など接触確認アプリへ登録を促すこと

□代表者は、利用者全員の体調について情報を取りまとめ、報告すること

なお、同時に多数の感染者が発生し感染拡大の場となっている可能性がある状況など、積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定について、保健所等による対応が可能な場合、以下の（ア）～（エ）に加えて氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）の提出が求められた際には、対応をお願いする場合があります。

（ア）利用当日の体温

（イ）利用前7日間における以下の事項の有無

　　　ⅰ 平熱を超える発熱　　ⅱせき、のどの痛みなど風邪の症状　ⅲ だるさ（けんたい感）、

息苦しさ（呼吸困難）　 ⅳ 嗅覚や味覚の異常　　　ⅴ 体が重く感じる、疲れやすい　等

（ウ）利用前5日間における以下の事項の有無

　　　新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触の有無

（エ）政府が定める所定期間内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等からの入国者との濃厚接触がある場合

□利用者が5,000人を超えるイベントを開催する場合、感染防止安全計画を策定し、東京都による確認を受けること

**２　更衣室及びシャワーの利用**

□広さにはできる限りゆとりを持たせ、人と人とが触れ合わない距離での間隔を確保し、換気を徹底するとともに、他の利用者と密になることを避けること。（障がい者の介助を行う場合を除く）

□室内又はスペース内で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、手すり、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、定期的かつこまめに消毒すること

□換気扇を常に回す、または換気用の小窓を可能な範囲で２方向あける等、換気に配慮すること

□入退室の前後での手洗いを徹底すること。（手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒薬の使用を徹底すること）

**３　メインアリーナ、サブアリーナ、諸室の利用**

□競技にて利用したゴール等の競技備品や器具庫内の机・椅子等の備品を利用した際には、拭き上げによる消毒をすること

□観客席を利用した際には、拭き上げによる消毒をすること

□利用終了後にアリーナのフローリング床面のモップ掛けを従来通り実施すること

□諸室（運営室、控室、会議室等）の利用については、打合せや控室として利用する場合、扉や窓の最低１か所以上の換気口の確保や30分に１回程度の空気の入れ替えを行うこと。利用前の諸室内の清掃と消毒は施設側にて実施する。

□冷水機を使用する場合、持参した水筒若しくは、ペットボトルへ移し給水すること。また、製氷機はアイシング目的での利用に限る。

□喫煙については、施設側の定める喫煙所を利用すること

**４　ゴミの廃棄**

□利用の際に出たゴミは、各自持ち帰ること

□マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること

**５　当館職員のマスクの着脱について**

当館職員のマスクの着脱は、利用者様同様、個人の判断とさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

【参考】『社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン』スポーツ庁

　　　　（改訂）令和５年３月13日

　　　　『都立スポーツ施設等の再開館に向けた感染拡大防止ガイドライン』東京都生活文化スポーツ局

令和４年12月16日

『感染拡大防止の取組』東京都総務局総合防災部防災管理課

令和５年２月14日

　　　　「３月13日～５月７日の『マスクの着用』の考え方について」東京都福祉保健局

令和5年2月14日

『基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について』

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

令和５年２月10日